

北上地区消防組合職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年2月28日

北上地区消防組合  
管理者 北上市長

**管理者署名**

北上地区消防組合規則第2号

北上地区消防組合職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

(別紙のとおり)

北上地区消防組合職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

北上地区消防組合職員の管理職手当に関する規則（昭和49年北上地区消防組合規則第8号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後		
<p>附 則</p> <p>1 [略]</p> <p>2 平成22年4月から<u>平成23年3月</u>までの間における職員に支給する手当の月額は、第2条の規定にかかわらず、同条に定める額から、当該額に次の表の左欄に掲げる職の区分に応じて同表の右欄に定める割合を乗じて得た額を減じた額とする。</p> <table border="1" data-bbox="190 719 1104 775"><tr><td>[略]</td></tr></table>	[略]	<p>附 則</p> <p>1 [略]</p> <p>2 平成22年4月から<u>平成24年3月</u>までの間における職員に支給する手当の月額は、第2条の規定にかかわらず、同条に定める額から、当該額に次の表の左欄に掲げる職の区分に応じて同表の右欄に定める割合を乗じて得た額を減じた額とする。</p> <table border="1" data-bbox="1135 719 2049 775"><tr><td>[略]</td></tr></table>	[略]
[略]			
[略]			
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>			

附 則  
この規則は、平成23年4月1日から施行する。